所得税の確定申告、贈与税の申告、個人事業者の消費税の確定申告

所得税

確定申告をしなければならない方

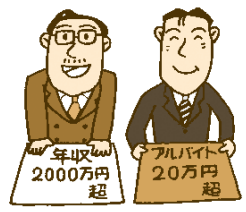

- ▶事業・不動産所得、土地・建物等の譲渡所得のある方
- ▶給与の収入金額が2000万円を超える方
- ▶給与所得のほかに、合計額が20万円を超える所得のある方
- ▶公的年金等の収入金額の合計が400万円を超え、申告納税額のある方
- ▶給与を2か所以上から支給されている方　など

確定申告をすると所得税が還付される方（源泉徴収税額のある方）

- ▶給与所得者で雑損控除、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除（年末調整済みの場合を除く）などを受ける方
- ▶年の途中で退職した後、再就職しなかった方（年末調整をしていない場合）　など

贈与税

確定申告をしなければならない方

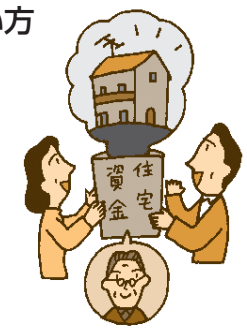

- ▶個人から不動産や現金をもらったり、経済的利益を得たりした方で、財産価格の合計額が110万円を超える方
- ▶父母等から住宅取得等資金の贈与を受けた方（非課税であっても申告書の提出は必要）　など

個人事業者の消費税

確定申告をしなければならない方

- ▶平成26年分の課税売上高が1000万円を超える事業者
- ▶26年分の課税売上高が1000万円以下で、27年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」の提出を済ませている事業者

- ▶特定期間（27年1月1日～6月30日）における課税売上高（課税売上高に代えて給与等支払額の合計額による判定も可）が1000万円を超える事業者　など

国税の申告から納税までの流れ

申告書の作成

申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用になると大変便利です。

国税庁　検索　クリック！

画面の案内に従って金額等を入力すると、税額などが自動計算され、所得税、贈与税、個人事業者の消費税の申告書等が作成できます。

作成が終わったら

■インターネットで送信〔e-Tax（イータックス）〕

医療費の領収書や給与所得の源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出等を省略できます。

■印刷して提出

作成した申告書を税務署へ提出します。郵送で提出することもできます。なお、添付書類の提出は省略できません。

申告が終わったら

■還付

ご指定の金融機関への振り込み、または郵便局窓口での受け取りとなります。なお、e-Taxで申告された還付申告は、3週間～4週間で還付できるよう、早期処理を行っています。

■納税

- ▶振替納税
  申告所得税と個人事業者の消費税について利用できます。指定口座から自動で引き落とされます。
- ▶電子納税（e-Tax）
  全税目についてダイレクト納付または、インターネットバンキングによる納付ができます。
- ▶現金納付
  現金に納付書を添えて金融機関または税務署の窓口で納付します。

㊟申告書の提出後に税務署から納付書や納税通知書等をお送りすることはありません。

確定申告についての調べ方

■国税庁ホームページを利用する

国税庁　検索　クリック！

▶タックスアンサー

よくあるご質問に対する回答を掲載しています。パソコン・携帯電話などから24時間ご利用になれます。

■電話相談センターを利用する

最寄りの税務署へ電話をかけ、音声案内に従い「0」番を選択します。

▶電話相談センター

一般的な税に関する相談に、税理士または税務相談官がお答えします。

税務署からのお知らせ

■申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

平成28年分から申告書にマイナンバーの記載が必要になりました。

申告書を直接または郵送で提出する場合は、申告されるご本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

≪本人確認書類の例≫

①マイナンバーカード（個人番号カード）のみ【番号確認および身元確認書類】

②通知カード等【番号確認書類】＋運転免許証等【身元確認書類】

郵送にて申告書を提出する場合は、①の写しまたは②の写しを添付してください（①の写しを添付する際は、表面および裏面の写しが必要です）。

ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

国税に関するマイナンバー制度の最新情報

国税庁　マイナンバー　検索